

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

第5回 可視化実践経験交流会報告

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 清水 伸賢

1. 経験交流会の概要

平成30年12月1日(土)、岡山県岡山駅近くのスクエアホールにて、第5回可視化実践経験交流会が開催されました。この経験交流会は、日弁連取調べの可視化本部が主催して、定期的に全国の各地域で開催しているもので、今回は中国地方弁護士会連合会と岡山弁護士会との共催で行われました。

2. 基調講演

最初に、近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム等のため来日していた、エド・ケープ西イングランド大学名誉教授により、「Electronic recording and layer's attendance at police interviews—What Japan can learn from experiences in the EU and England and Wales—(警察取調べにおける録音録画と弁護人の立会い-日本は、EU及びイングランド・ウェールズの経験から何を学べるか?)」と題して基調講演がありました。

同基調講演では、主にEU、及びイングランド・ウェールズにおける弁護人アクセス権、及び警察での取調べの実情についての説明があり、日本における警察取調べの今後について提言する内容でした。

提言では、今後の日本に必要な内容として、①被疑者に弁護人による援助を受ける権利の告知と、被疑者による意思決定の検証可能な(その場面自体を録画等する)手続が必要であること、②取調べ中を含めた、弁護人の援助を受ける権利(立会権も含む)に関する明確な法規定、③被疑者が弁護人と接見する前の段階では、警察での取調べを法的に制限すること、④当番弁護人を含めた、弁護人と被疑者がコンタクトをとるための効果的な仕組み、⑤警察署や拘置所等、適切な施設における秘密交通権についての明確な規定、⑥警察で法的助言・援助を提

供する弁護人の質を保証する仕組みと、関連する弁護人への研修、⑦弁護人の役割に関する弁護士会の明確な声明と、関連する政府機関と警察との協定が挙げられました。まさにEUやイングランド・ウェールズでの経験に基づき、今後解消すべき問題が的確に挙げられていました。また特に、今後全面可視化に進み、また取調べへの弁護士の立会いが進んでいくに比例して、上記⑥で挙げられた弁護士自身の質の確保、及びそのための研修等は、捜査機関ではなく弁護士会に重く課せられるものであり、検討すべき課題であると感じました。

同教授によれば、警察における被疑者に対する効果的な援助を実現するためには、法律、手続もそうですが、専門家集団の中のカルチャーが必要である、すなわち捜査機関のみならず、弁護士会の中でも、弁護人の立会いについての理解を深めていく必要があるとのことでした。

そして、新しい法律、手続等が実際に実現するまでには時間を要するが、それに至る過程の透明性と、経験と研究から学ぼうとする意欲が必要であるとして、日本の弁護士に対してエールが送られました。

3. 事例報告

その後、中国地方の弁護士会の会員による6つの事例の報告がありました。

それぞれの報告からは、今後の弁護実践を行う上でも参考になる部分があり、紙面の関係で全てを記載することができませんが、主に以下のような事例報告でした。

一つ目は、殺人被告事件において、弁録のDVDの証拠請求が却下された鳥取県の事例です。弁護人接見後は「包丁が刺さった」旨の供述で一貫していたが、弁録では「刺した」と言っているという内容の争いで、裁判所は公判前整理手続においても撤回するよう検察官に示唆し、検察官が譲らなかつたものの、被告人質問

後に却下されたというものです。

二つ目は、傷害被告事件において、司法面接（的取調べ）の反訳文を検察官が証拠請求したところ、弁護人が確認すると話した内容が全て正確に反映されているものではないことが分かり、検察官に完全な反訳文を作成させて提出させたが、誤導などがより分かり易いDVDの再生の方が良かったのではないかという問題意識が呈示された広島県の事例でした。

三つ目は、現住建造物等放火被告事件において、自白調書の録取の正確性が欠けるとして弁護側が争った岡山県の事例であり、DVDの再生を弁護人から求めたが、録取の正確性は任意性の問題ではなく、証拠能力の問題ではないと判断され、また信用性判断もDVDでは行わないとはされたが、弁護側の主張にも配慮し、DVDの再生がなされ、結論としては録取の正確性を欠くという弁護側の主張を認め、自白調書の信用性が否定されたというものでした。

四つ目の事例も岡山県で、現住建造物等放火被告事件で、責任能力を争うものであり、逮捕後も妄想による発言が止まらない様子について、弁護側が証拠請求した被告人の取調べDVDが証拠採用され、結果として責任能力を欠くとして無罪となった事例でした。

五つ目は書面報告で、身体拘束されず捜査が行われた贈賄被告事件であり、捜査段階の取調べは全て任意取調べであり、録音録画は既に捜査機関のストーリーを覚え込まされた検察官調べのものしかないという島根県の事例であり、一審で有罪となったが、二審では他の客観的証拠などの検討の結果、当該贈賄部分は無罪となった事例でした。

また六つ目の事例も書面報告で、窃盗被告事件において、逮捕前日からの夜通しかつ長時間の取調べと、薬物離脱症候群の影響を主張して自白調書の任意性を争い、DVDも再生された結果、自白の任意性が否定されて証拠請求が却下された島根県の事例でした。

4. パネルディスカッション

第3部では、前田裕司会員（宮崎県弁護士会）をコーディネーターとして、岡山大学法学部の原田和往教

授を迎え、岡山弁護士会の三浦巧会員、及び当会の小坂井久会員の3名をパネリストとし、パネルディスカッションが行われました。

小坂井会員や三浦会員からは、第2部で報告された事例や島根県の2つの事例における弁護方針について、意見が述べられ、また事例報告書からの更なる報告を基に、充実したディスカッションが行われました。可視化をさらに進め、弁護人として適切に利用していくことはもちろん、今後は取調べへの弁護人の立会いについても、弁護実践を積み重ねることも必要であることが議論されました。

また、原田教授からは、録音・録画データの公判での利用等について、現状についての解説がありました。

さらに上記の事案の中に、司法面接（的手法）による取調べが存在したことから、パネルディスカッションの途中で、当会の植田豊会員から、司法面接に関する現状の説明があり、今後は捜査機関が行っている司法面接的手法に対して、どのように対応していくかを検討しなければならないということが明らかとなりました。

5. 感想等

経験交流会に参加すると毎回思うことなのですが、どの地方で行われた交流会でも、報告された事例は興味深いものが多く、その時点における最新の議論状況がわかるものであり、今回も非常に充実した内容でした。取調べの可視化自体は全国的に存在して当然の制度になっているという感想を抱きました。

本年6月からはいよいよ可視化を義務付ける法律が施行されますし、今後ますます可視化件数は増えていくはずであり、可視化を前提に効果的な弁護実践が出来るようにしておく必要があります。

また、本年6月29日には、近畿地方の事例を集めた第6回可視化実践経験交流会が、大阪弁護士会館において行われる予定です。施行後間もない段階での経験交流会ですが、より充実したものになると思われますので、皆様、奮ってご参加下さい。